

# 四條畷学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、四條畷学園大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

### 【条件】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日の期間で「基準 5」「基準 7」について再評価を申請すること。

## II 総評

学園の建学の精神である「報恩感謝」は大学にも受継がれ、これに基づいた教育理念「尊敬される人間の育成」とともに、大学案内パンフレットなどに記載されて学内外に示されている。しかしながら、学則に定められた「教育理念」と「目標」が、大学案内やホームページで混同して表記されており、大学内での認知の統一がされておらず、その説明が十分になされていない。

教育研究の基本的な組織の体制は機能している。組織の機能維持と機能向上については、適切な教員配置、教員と事務職員の協働が可能となる体制などに不備な部分があり対策が検討されている。

豊かな教養と高い倫理観を兼ね備えた理学療法士、作業療法士の人材養成を目指し、大学は理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに教育上の具体的な目的を定め、それぞれの教育課程や教育方法に反映させている。また、学生の学習意欲を高めていくため、学生の個々の力に合わせたリメディアル教育、教養教育、専門教育それぞれの内容に関する検討が行われている。

建学の精神と教育理念に基づいた学生受入れ方針と入学者選抜方針が明確にされ、適切に運用されている。学生用のコンピュータ室、コピー室、自習室などが自主的勉学のために設置されている。学生相談委員会を設置し、クラス担任と相談室により学習相談や進路相談あるいは学生生活上の諸問題に対応している。

教育課程を遂行するために必要な専任教授数が大学設置基準に規定する教授数と比べ、実質上確保していない。教員の採用・昇任の方針は学内規程に定められている。優れた教員を確保するために公募期間の延長と募集範囲の拡大に努めているが、昇任は勤務年数だけの基準に基づいており規程が厳密に適用されていない。また、教育研究活動のほか教員が教務事務の援助を行い、教員に過剰な負担が掛かっている。教員の研究時間が極めて制限され、また実験室が不足しているなど教員の研究活動を活性化する体制が整備されていない。

大学には大学事務室が置かれ、正職員は 3 人であるが、四條畷学園短期大学事務室との連携・相互補完により、嘱託職員及びパート職員を配置するなど管理運営に努めている。職員の昇任・異動については、その方針や規程が明確に示されておらず、客観性・透明性ある人事制度はいまだ確立されていないので、今後の改善の取組みに期待したい。また、

## 四條畷学園大学

職員の資質向上に欠かせないSD(Staff Development)研修などへの取組みは、外部団体の開催する各種研修会の受講などにとどまっており研修実績が不十分であることから、職員養成に必要な研修制度を充実することが期待される。

法人及び大学の管理運営は、寄附行為、学則、事務組織・事務分掌規程及び関連する諸規程が整備され、理事会、常任理事会で審議・決定した諸事項は校園長会議、教頭会議を通じて周知されている。しかしながら、法人の運営については、理事長選任が前理事長の推薦により進められたことや、中立であるべき監事が法人業務の取引会社の関係者であるなど、その管理運営は適正を欠いている。また、平成 17 年(2005)の大学設置後、これまで 1 度も自己点検・評価の報告書が刊行されていない。更に、平成 21 年(2009)に認証評価受審に向けて自己点検・自己評価委員会を組織し自己点検・評価の実施に努めたものの、取りまとめた内容は学内外に公表されていない。

学校法人は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学と大学を設置・運営しており、法人全体としては帰属収入の状況は安定し、法人全体の帰属収支差額からも消費収支の状況からも、大学の運営に懸念はない状況である。

大学の施設・設備などは、設置基準に比して十分余裕をもっており、その利用面でも教育研究目的を達し得るよう整備され、適切に運営されている。施設は耐震性も含めて概ね整えられている。

リハビリテーションの専門性を生かし、市民公開講座、大学施設の開放や高校への出前講義など、大学の物的・人的資源を地域社会に提供しており、地域社会への貢献に努力している。四條畷商工会主催で毎年実施される「なわてふれあい商工まつり」に参加し、介護保険などに関する各種相談に対応・協力しており、地域の障がい者施設との連携も構築されつつある。

必要な組織倫理や危機管理についての認識は、学校法人としても、大学としても必要なレベルで認識されており、寄附行為、学則にも所要の規程が整備されている。また、危機管理・倫理・人権・個人情報保護・公的研究費の取扱いなどについての関連諸規程、運用手続なども概ね整備されている。ただし、消防訓練、避難訓練については未実施である。

総じて、大学の建学の精神をもととした、教員の教育研究に関わる体制と管理運営体制については、適切な体制の整備と、その適正な運用が望まれる。改善を要する点及び参考意見については、大学の教育研究の質の改善・向上及び発展を図るために今後の参考にされたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

学園の建学の精神である「報恩感謝」は大学にも受継がれ、これに基づいた教育理念を

「尊敬される人間の育成」としている。

建学の精神と教育理念は、大学案内パンフレットなどに記載されて学内外に示されている。しかしながら、学則に定められた「教育理念」と「目標」が、大学案内やホームページで混同して表記されており、大学内での認知の統一がされておらず、その説明が十分にされていない状況にある。

大学の使命を「人間性豊かな高い職業倫理観を持ち、高度の科学性と技術性を備えた職業人を世に送り出すこと」とし、これに基づき大学の目的が「社会に貢献する人間性豊かな尊敬される人材を育成すること」「科学する力と旺盛な研究心を身に付けたセラピストを育成すること」「セラピストとしての実践力を育成すること」と定められ、これらはホームページなどで学内外に示されている。なお、学外への公表について大学はこれを組織的に取組んでいないと自己評価しているため、今後の組織的な取組みが期待される。

#### 【参考意見】

- ・学則第1条第2項で定められている「目標」の3項目が、大学案内やホームページでは「教育理念」として示されているなど資料によって不整合がある。大学内での認知の統一及び公表事項の整合を早急に図ることが望まれる。
- ・大学の使命、目的の学外への公表のあり方に対する自己評価に基づき、早急にその再点検をするとともに、社会的ニーズなどに配慮した対応をとることが望まれる。

#### 基準2. 教育研究組織

##### 【判定】

基準2を満たしている。

##### 【判定理由】

教育研究の基本的な組織に関しては、適切な教員配置や教員と事務職員の協働が可能となる体制などに不備な部分もあり、その機能の維持と向上についての対策が検討されているところである。大学の使命・目的を達成するための教育研究組織体制は概ね整備されている。

教養教育については、人間形成のための十分な教養教育が実践されているとは言えない、という自己評価のもとに、平成23(2011)年度に予定されているカリキュラム改訂に向けて担当委員会において検討されている。また、リメディアル教育及び教養教育と専門教育の接続に関する検討が担当委員会において行われている。

大学の使命・目的及び学習者の要求に対応し得る組織と意思決定過程は概ね整備されている。

##### 【参考意見】

- ・カリキュラム上、教養科目は開講されているが、人間形成の重要性にかんがみ教養教育に特化した組織を設置し、責任体制を明確化することが望まれる。

### 基準 3. 教育課程

#### 【判定】

基準 3 を満たしている。

#### 【判定理由】

豊かな教養と高い倫理観を兼ね備えた理学療法士、作業療法士の人材養成を目指し、大学は理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに教育上の具体的な目的を定め、それぞれの教育課程や教育方法に反映させている。

学生の学習意欲を高めていくため、学生の個々の力に合わせたリメディアル教育、教養教育、専門教育それぞれの内容に関する検討が行われ、その結果に基づいて履修指導が行われている。また、実習については実習の手引きを作成し、各実習の学習目標を定めて、段階的に組立てられている。履修科目単位数の上限設定などの改善課題もあるが、全体としては体系的に教育課程が設定されている。

授業アンケートを全ての科目において実施するとともに、学外実習については実習地からの実習内容、学生に対する評価、学生に対する教員支援の内容などの点検のために、各学年の実習ごとの臨床教育指導者会議を実施するなど、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われている。

#### 【参考意見】

- ・ 学生に対する履修指導は行われているが、学習の質を担保するために、年次別履修科目単位数の上限を規程上設定することが望まれる。

### 基準 4. 学生

#### 【判定】

基準 4 を満たしている。

#### 【判定理由】

建学の精神「報恩感謝」と教育理念「尊敬される人間の育成」に基づいた学生受入れ方針と入学者選抜方針が明確にされ、これらに沿って多様な選抜方法が実施されている。

学生用のコンピュータ室、コピー室、自習室などが設置され、学習支援の体制が整備されている。学生相談委員会を設置し、クラス担任と学生相談室により学習相談や進路相談あるいは学生生活上の諸問題に対応している。

入学時納入金を減免する制度や奨学金制度により経済的負担を軽減するなど、学生サービスの体制が整備されている。

医療系資格取得を目指す学習の動機付けと早期からの職業意識を涵養するため、1 年次から臨床現場を体験させている。また、インターンシップに相当する臨床実習科目と現場実習科目がカリキュラムに配置されているなどキャリア教育の支援体制が整備されている。

**【参考意見】**

- ・大学全体として組織的にオフィスアワー制度を設けることが望まれる。

**基準 5. 教員**

**【判定】**

基準 5 を満たしていない。

**【判定理由】**

教育課程を遂行するために必要な専任教授数が大学設置基準に規定する教授数と比べ、実質上確保していない。

教員の採用・昇任の方針はそれぞれ「専任教員採用人事規程」「専任教員昇任人事規程」に定められている。採用に関して、優れた教員を確保するために公募期間の延長と募集範囲の拡大に努めている。昇任に関しては、勤務年数だけの基準に基づいており規程が厳密に適用されていない。

教育研究活動のほか教員が教務事務の援助などを行い、教員に過剰な負担が掛かっている。教員の研究時間が極めて制限され、また実験室が不足しているなど教員の研究活動を活性化する体制が整備されていない。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みについては、学生の授業評価のアンケートの実施及びホームページでの公開にとどまり、その活用が各教員に一任されているなどFD(Faculty Development)活動が組織的に行われていない。

**【改善を要する点】**

- ・授業を担当していない教授と休職中の教授を除くと大学設置基準に規定する専任教授数を満たしていないので、早急に改善が必要である。
- ・教務事務への援助などによって教員は「手一杯の状態」であり、それによる「時間的制約は計り知れない」と大学は自己評価しているが、教員が本来行うべき教育・研究活動に影響を及ぼしている点について、早急に改善が必要である。
- ・学生による授業評価や卒業生へのアンケート結果の活用が各教員に一任されているなどFD活動が全学として組織的に行われていない点について、改善が必要である。

**基準 6. 職員**

**【判定】**

基準 6 を満たしている。

**【判定理由】**

事務局長のもとに幼稚園から大学までの学園全体の各業務部門が編制され職制が敷かれており、法人本部は各学校に共通する資金・経理・給与などの一元管理と事務処理を行っている。大学には大学事務室が置かれ、正職員は3人であるが、四條畷学園短期大学事務

室との連携・相互補完により、嘱託職員及びパート職員を配置するなど管理運営に努めている。

職員の昇任・異動については、方針や規程が明確に示されておらず、客観性・透明性ある昇任・異動の職員の人事制度はいまだ確立されていないので、今後の改善の取組みに期待したい。一方、職員の資質向上に欠かせないSD(Staff Development)研修などへの取組みについては、外部団体の開催する各種研修会の受講などにとどまっておらず研修実績が不十分であることから、職員育成に必要な研修制度を充実する必要がある。

教育研究支援のために事務体制について、事務職員は学内の各種委員会に参画して意見具申とアドバイスを行う一方、公開講座、研究紀要などの刊行その他の事務的支援を実施するなど教員と連携している。大学が教育研究活動の更なる進展を期しその自律的な質の保証を図るためには、将来にわたり職員がさまざまな形で教育研究活動を積極的に支援していく必要があり、これに対応できる事務体制の更なる整備に期待したい。

#### 【参考意見】

- ・ 職員の資質、能力向上のための研修の組織的な取組みについて、外部研修の受講や学内研修会などへの参加が不十分な状況にあることから、研修制度を充実させるなどの改善が望まれる。
- ・ 現在の職員配置体制で教員の教育研究活動を支援していくことは難しいと認められるので、教員の負担を軽減し、学生支援の向上を図るために適切な組織運営が望まれる。

### 基準 7. 管理運営

#### 【判定】

基準 7 を満たしていない。

#### 【判定理由】

大学運営については、学則に基づき教授会を置き、教授会規程により教育課程、教員人事その他教学に関する重要事項を審議し教育事業を推進している。また、教授会を円滑に運営するために、学長を補佐する学部会議を設置するほか、理学療法学専攻と作業療法学専攻それぞれに専攻会議を置き、教員間における情報の共有化及び諸課題の検討を行っている。

法人及び大学の管理運営は、寄附行為、学則、事務組織・事務分掌規程及び関連する諸規程が整備され、理事会、常任理事会で審議・決定した諸事項は校園長会議、教頭会議を通じて周知されている。

法人運営については、寄附行為などに基づき理事会及び評議員会を置き、理事会の業務を機能的に遂行するために常任理事会制度を導入し、適正な理事会運営に努めているが、理事長選任が前理事長の推薦により進められたことや、中立であるべき監事が法人業務の取引会社の関係者であることなど、その管理運営は適正を欠いているので改善が望まれる。

自己点検・評価のための体制については、平成 17(2005)年に大学設置後、これまで 1 度も学校教育法に定める自己点検・評価の公表がなされていない。平成 21(2009)年に至り、

認証評価受審に向けて自己点検・自己評価委員会を組織し自己点検・評価の実施に努めた  
が、結果として評価内容が学内外に公表されなかったことから、自己点検・評価体制の改  
善が望まれる。

#### 【改善を要する点】

- ・平成 20(2008)年 3 月に開催された理事会の議事録では、当時の理事長が同理事会の席上  
で次期理事長を推薦し、結果、その被推薦者が理事長に選任されている。これは寄附行  
為に定める理事長選任手続から大きく逸脱しており、改善を要する。
- ・大学の利益相反関係書類によれば、監事が経営する会社が大学の食堂関係の運営に参入  
している。これは監事の職務や職責と相反し、中立性を欠き不適切であるので、改善を  
要する。
- ・教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、大学は学校教育法第  
109 条第 1 項に定める「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを実践さ  
れていない。このことは法律に抵触しているので、改善を要する。
- ・大学は平成 17(2005)年度に設立され、平成 21(2009)年度に至り自己点検・自己評価委  
員会を設置して点検・評価を進めたが、その結果が学内外に公表されず、従って大学の  
運営に反映されていないので、自己点検・評価体制の改善を要する。

#### 【参考意見】

- ・「事務組織・事務分掌規程」では「大学事務室」を組織図に掲げているが、別の「大学リ  
ハビリテーション学部事務室運営規程」には「リハビリテーション学部事務室」があり、  
規程間に不整合があるので、事務組織運営体制の整備が望まれる。

### 基準 8. 財務

#### 【判定】

基準 8 を満たしている。

#### 【判定理由】

学校法人は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学と大学を設置し運営しており、  
法人全体としては、学生生徒等納付金が、帰属収入の 7 割近くを占めている。法人全体の  
帰属収支差額や、消費収支の状況から見ても、学校法人の財務状況は概ね健全である。た  
だし、大学の退学者の割合が高いこと、作業療法学専攻の入学者が定員に満たないこと、  
これら二点の現状を踏まえた上での学納金収入の状況、また、大学部門が共用施設設備や  
本部費などの費用を負担するとした場合の消費収支状況をかながみれば、部門として支出  
超過額が生じ得ることとなり、したがって大学部門のみの収支状況や財務状況としては、  
必ずしも安泰とはいえず、慎重な計画と対策が必要である。しかしながら、法人全体の収  
支状況としてみれば、このような大学部門の状況を想定した場合でも、将来的な大学運営  
や法人運営に重大な支障が生ずる可能性は極めて低い。

また、会計処理の状況や、会計監査人の監査意見にも特段の問題もなく、財務情報のホ

ームページなどによる公開も実施されている。

ただ、予算の編成や変更・補正、科学研究費補助金その他教育研究充実のための外部資金の導入活動については、更なる努力が求められるものの、概ね適切である。

## 基準 9. 教育研究環境

### 【判定】

基準 9 を満たしている。

### 【判定理由】

大学の施設・設備などは、設置基準に比して十分余裕をもったキャンパスを形成しており、その利用面においても、教育研究目的を達し得るよう整備され、運営されている。大学として使用する施設などのうちには、短期大学と共用される体育館・図書館・学生食堂などがあるが、その環境や利便性の状況も概ね適切である。

施設・設備の安全性に関して、短期大学と共用する北条学舎についてはバリアフリー環境の整備に課題が残るものの、大学専用のリハビリテーション学舎については、耐震性も含めて安全性が確保され、バリアフリー化についても整備されている。

キャンパス環境のアメニティの面では、学生食堂のより効果的利・活用対策について検討の余地があるものの、総じて教育研究の環境として必要な水準で整備されている。

### 【参考意見】

- ・短期大学と共用する北条キャンパスのバリアフリー化に関して、エレベータの設置が必要とみられる箇所もあり、整備が望まれる。

## 基準 10. 社会連携

### 【判定】

基準 10 を満たしている。

### 【判定理由】

リハビリテーション学舎や北条校舎など多様な施設・設備を有し、リハビリテーションの専門性を生かしながら、市民公開講座、大学施設の開放や高校への出前講義など、大学の物的・人的資源を地域社会に提供しており、地域社会への貢献に努力している。

企業や他大学との教育研究上の連携・交流については、まだ確立するに至っておらず、今後適切な取組みが望まれる。

地域社会との関係では、高齢者の介護予防対策の一環として交野市との共同研究を推進するほか、四條畷商工会主催で毎年実施される「なわてふれあい商工まつり」に参加し、リハビリテーションに関する相談コーナーを出展して、介護保険などにも関する各種相談に対応・協力しており、地域の障がい者施設との連携も構築し、知名度の向上にも努めている。

## 基準 11. 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

公共性を有する大学として必要な組織倫理や危機管理については、学校法人としても、大学としても必要性が認識されており、寄附行為、学則にも所要の規程が概ね整備されている。また、危機管理・倫理・人権・個人情報保護・公的研究費の取扱いなどについての関連諸規程、運用手続等も整備され、制定されている。また、キャンパスの安全管理のための監視体制も整えられている。ただし、消防訓練、避難訓練については未実施である。

大学の教育研究の成果の広報活動面では、教育研究の成果をより一層積極的に外部へ公開する意欲と、更なる活動が望まれるものの、毎年一回「四條畷学園大学リハビリテーション学部紀要」の発行が行われている。

### 【改善を要する点】

- ・危機管理の体制として、消防訓練や災害避難訓練が実施されていないことから、定期的  
に実施することが望まれる。



